

公示送達書（地方税法第166条に基づく書類）

令和 8年10月 2日
福岡県博多県税事務所長

下記の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

税 目	通 知 書 番 号	連番、課税年度	納 期 限	変更後の 納 期 限	送達不能 の 理 由	送達を受けるべき者の氏名（名称）
自動車税	2330㊦3769 R 8	01 R 8	R 8- 6- 1	R 8- 9-30	所在不明	大森 盛幹

（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定によって、公示した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。